

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令要綱

第一 特定損害保険契約の保険金額の下限

特定損害保険契約の保険金額の下限は、六億四千八百万円とすること。
(第一条関係)

第二 担保上限金額の算定の基礎となる金額

特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額としてタンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準を勘案して定める金額は、六千九十四億六千七百七十八千円とすること。
(第二条関係)

第三 納付金

納付金の金額は、一年当たり、千五百万円とすること。
(第三条関係)

第四 特定保険者交付金交付契約の解除事由

一 超過した場合に特定保険者交付金交付契約の解除の事由となる納付金の納付期限は、当該特定保険者交付金交付契約の締結の日とすること。
(第四条関係)

二 その規定の違反が特定保険者交付金交付契約の解除の事由となる法律は、次のとおりとすること。

1 船舶安全法

2 船員法

3 船舶職員及び小型船舶操縦者法

4 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

(第五条関係)

第五 附則

一 この政令は、公布の日から施行することとする。

(附則第一項関係)

二 国土交通省組織令について所要の改正を行うこと。

(附則第二項関係)